

6 一般財団法人東京都スキー連盟評議員選任規則 ☆

(目的)

第1条 この規則は、定款第11条に基づき、評議員の選任について必要な事項を定める。

第2条 次に掲げる者は、本連盟の評議員となることができない。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条に該当する者

二 定款第14条第一号に基づき評議員を解任された日

から5年経過していない者

三 役員等倫理規則による処分を受け、権利の制限を受けている者

2 定款第43条第2項に定める専門員は、評議員を兼ねることができない。

(候補者)

第3条 加盟団体は、評議員に立候補する者(以下「評議員立候補者」という。)1名を推薦することができます。

2 評議員立候補者は、選挙管理委員会の定める様式に従い、加盟団体の推薦書並びに本人の略歴及び抱負書を所定の期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない

(評議員候補者の選出及び選挙の管理)

第4条 加盟団体の選挙により評議員立候補者の中から評議員候補者を選出する。

2 前項の選挙は、選挙管理委員会が次の各号により行う。

一 評議員立候補者が定款に定める評議員の数(以下「定数」という。)の上限を超えたときは、選挙によって得票順位を確定する。

二 評議員立候補者が定数以内のときは、信任投票を行う。

三 評議員立候補者が定数の下限の数に満たないときは、追加の評議員立候補者の届出の受付を行う。

(投票及び開票)

第5条 評議員候補者選挙は、加盟団体長による無記名投票とする。

2 投票は、郵送による方法で行う。

3 前項の投票は、選挙の都度、選挙管理委員会が定める、記号式投票用紙又は記名式投票用紙のいずれかにより行う。

4 投票は単記式とし、各加盟団体が1票行使する。

5 第4条第2項第二号の信任投票は記号式投票用紙によるものとし、不信任とする評議員立候補者に×印を記するものとする。この×印が投票総数の過半数となった評議員立候補者は不信任とする。

6 開票は、事務局においてあらかじめ委嘱した加盟団体長若干名が立ち会って行う。

(評議員の選任)

第6条 前条の選挙の得票数の上位の者30名を選出する。同一得票者があることにより30名を選出できないときは抽選によるものとする。

2 前項の抽選は、関係する評議員候補者又はその代理人が、事務局において選挙管理委員の立ち会いの上行う。

3 理事会は、前2項により選出された者及び選挙結果全てを評議員会に提案する。

4 評議員会は、前項により提案された者を個別に決議し選任する。

(欠員の補充)

第7条 評議員の数が定款に定める定数の下限を下回ったときは、直ちに欠員を補充するための選挙を行う。

(選挙の期日)

第8条 評議員候補者の選挙は、評議員の任期満了の日までに実施する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附 則 2011年(平成23年)6月12日理事会決議)

2011年(平成23年)7月24日評議員会決議)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 2019年（令和元年）5月15日理事会決議
2019年（令和元年）6月16日評議員会議決議
この規則は、2019年(令和元年)6月16日から施行する。